

名城大学大学院理工学研究科環境創造学専攻の廃止について（届出）

令和8年7月29日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人名城大学 理事長 小原 章裕

このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第2条の規定により、別紙資料を添えて届け出ます。

記

- ・名城大学大学院理工学研究科環境創造学専攻の廃止に係る学則変更

廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

1. 廃止の事由

令和6年4月から理工学研究科環境創造学専攻の学生募集を停止し、在学生在がなくなった段階で廃止手続きを行うこととしておりましたが、この度、令和8年3月をもって、在学生在がいなくなりましたので、理工学研究科環境創造学専攻を廃止いたします。

2. 廃止の時期

令和8年7月31日

3. 学生の処置方法

令和8年3月に在在在はいなくなり、修了生については、全学的組織である学務センターにおいて証明書の発行等の対応をしておりますので、学生の処遇に、特に問題ありません。

※ 令和6年4月から理工学研究科環境創造学専攻の学生募集を停止し、それに伴い学則改正をしているため、今回の廃止手続きに伴う学則改正はありません。従いまして、現行の大学院学則及び理工学研究科環境創造学専攻の学生募集を停止した際の学則変更の新旧の比較対照表を参考として、添付させていただきます。